

令和4年度 第3回 静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年1月16日(月) 14:00～15:10
- 2 開催場所 静岡市役所清水庁舎 3階 第301会議室
- 3 出席者 <出席委員>粉川委員長、佐野委員、久保田委員、望月委員、  
服部委員、興津委員、中村満委員  
<事務局> 大瀧特別支援教育センター担当課長兼所長、  
石川児童生徒支援課長、松田課長補佐兼学事係長、  
杉村主査、佐津川指導主事、木村主任主事  
<欠席委員>塚本委員、中村直保委員、隅倉委員

4 議 事

<1 審議事項>

- (1) 特別支援学級新設等に伴う通学区域の変更について

5 会議内容要約

【議事】

(粉川 委員長)

ただ今から、令和4年度 第3回「静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会」を開催いたします。

本日は、傍聴人はおりません。ご承知願います。

また、本日の会議録署名人につきましては、私の他に1名の委員をお願いすることになります。久保田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(久保田委員)

承知いたしました。

(粉川 委員長)

それでは、審議事項「特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について」、教育委員会からの「諮問事項」がありますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会様

静岡市教育委員会(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮問します。

記 1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

理由 令和5年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

理由 令和5年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(粉川 委員長)

それでは、「特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更についてご説明いたします。

通学区域の変更のご審議に先立って、本市の特別支援学級についてご説明いたします。まず、特別支援学級の現状ですが、第1回の通学区域審議会の資料P10とP12の記載のとおり、令和4年5月1日現在で、小学校に169学級を設置しておりまして、知的障害特別支援学級に460人、自閉症・情緒障害特別支援学級に481人が在籍しています。また、中学校には84学級を設置しており、知的障害特別支援学級に271人、自閉症・情緒障害特別支援学級に174人が在籍しています。それから、特別支援学級の学級編成につきましては、1学級8人でございます。こちらも第1回通学区域審議会資料P5に記載のとおりでございます。

特別支援学級の新設については、児童・生徒の保護者様からの設置要望を受けて、要望を受けた学校と特別支援教育センターと十分な情報共有を行い、教育局の関係各課と検討した後、新設が決まります。また、複数の児童・生徒が共に学ぶ学習環境を重視し、2人以上在籍することを原則としております。

令和5年度につきましては、知的障害特別支援学級が小学校4校、中学校3校に、自閉症・情緒障害特別支援学級は小学校2校、中学校3校に新設予定でございます。特別支援学級が新設されますと、その学級に通う児童・生徒の通学区域を変更する必要がありますので、今回この審議会では通学区域の変更案について御審議いただきたく、よろしく願いいたします。

それでは、先ほどお配りしたお手元の資料「＜審議事項＞特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について」をご覧くださいまして、特別支援学級の新設予定校とともに通学区域の御確認いただきたいと思います。

まず、知的障害特別支援学級の新設について、ご説明いたします。1ページの1(1)

及び1ページの地図①をご覧ください。

田町小学校と駒形小学校に新設されますので、番町小学校、新通小学校、田町小学校及び駒形小学校の通学区域を変更します。田町小学校の知的障害特別支援学級には、2名の児童が入級予定でございます。田町小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、田町小学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

駒形小学校の知的障害特別支援学級には、2名の児童が入級予定でございます。駒形小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、駒形小学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて1ページの1（2）及び2ページの地図②をご覧ください。

清水浜田小学校に知的障害特別支援学級が新設されますので、清水浜田小学校及び清水小学校の知的障害特別支援学級の通学区域を変更します。清水浜田小学校の知的障害特別支援学級には、4名の児童が入級予定でございます。清水浜田小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、清水浜田小学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて1ページの1（3）及び3ページの地図③をご覧ください。

清水小島小学校に知的障害特別支援学級が新設されますので、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水宍原小学校及び清水両河内小学校の知的障害特別支援学級の通学区域を変更します。清水小島小学校の知的障害特別支援学級には、4名の児童が入級予定でございます。教室としてのスペースもあり、今後も入学予定の児童がいることから、清水小島小学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて2ページの1（4）及び4ページの地図④をご覧ください。

安倍川中学校に知的障害特別支援学級が新設されますので、末広中学校、城内中学校、安東中学校及び安倍川中学校の知的障害特別支援学級の通学区域を変更します。安倍川中学校の知的障害特別支援学級には、2名の生徒が入級予定でございます。安倍川中学校区に居住する生徒の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、安倍川中学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて2ページの1（5）及び5ページの地図⑤をご覧ください。

高松中学校に知的障害特別支援学級が新設されますので、豊田中学校及び高松中学校の知的障害特別支援学級の通学区域を変更します。高松中学校の知的障害特別支援学級には、4名の生徒が入級予定でございます。高松中学校区に居住する生徒の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、高松中学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて2ページの1（6）及び6ページの地図⑥をご覧ください。

清水庵原中学校に知的障害特別支援学級が新設されますので、清水袖師中学校及び清水庵原中学校の知的障害特別支援学級の通学区域を変更します。清水庵原中学校の知的

障害特別支援学級には、3名の生徒が入級予定でございます。清水庵原中学校区に居住する生徒の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、清水庵原中学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설についてご説明いたします。3ページの2（1）及び7ページの地図⑦をご覧ください。

田町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、番町小学校、新通小学校、田町小学校及び駒形小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。田町小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、5名の児童が入級予定でございます。田町小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、田町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて3ページの2（2）及び8ページの地図⑧をご覧ください。

清水辻小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、清水辻小学校、清水江尻小学校、清水袖師小学校及び清水庵原小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。清水辻小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、7名の児童が入級予定でございます。教室としてのスペースもあり、今後も入学予定の児童がいることから、清水辻小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて3ページの2（3）及び9ページの地図⑨をご覧ください。

中島中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、大里中学校及び中島中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。中島中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、5名の児童が入級予定でございます。中島中学校区に居住する生徒の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、中島中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて4ページの2（4）及び10ページの地図⑩をご覧ください。

清水第四中学校と清水第五中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、清水第三中学校、清水第四中学校及び清水第五中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。清水第四中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、2名の生徒が入級予定でございます。清水第四中学校区に居住する生徒の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、清水第四中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。清水第五中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、3名の生徒が入級予定でございます。清水第五中学校区に居住する生徒の通学時にかかる負担を軽減することになり教室としてのスペースもありますので、清水第五中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

特別支援学級の 신설に伴う通学区域の変更についての説明は、以上でございます。

なお、配慮措置として、今回新設される特別支援学級の通学区域に居住する方で、既設の特別支援学級に在学中の方については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、「確認書」の提出をいただき、希望する学校に就学できるようにいたします。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

(粉川 委員長)

ただいま事務局より説明がありました「特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について」、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

(望月 委員)

新たに設けられた学校に通う予定の子の人数が示されましたが、その人数は配慮措置の意向を踏まえた数字でしょうか。

(事務局)

はい。その通りです。

(望月 委員)

分かりました。

(粉川 委員長)

今までの学校に残ることを希望される子もいて、ということですね。

(事務局)

はい。

(望月 委員)

今後2名というところで1名になったという場合は、その学級は元に戻るということですか。

(事務局)

新設に関わらず2名が1名になったとしても、そのまま学級として存続していきます。

(望月 委員)

いいことですね。

(粉川 委員長)

今回も、知的の学級と自・情の学級が大変たくさん増えています。今年は、田町小にだけ、知的と自・情の学級が同時にできるということですね。例えば、辻小学校に7名が入ります。すごく人数が多いと思うのですが、逆に言うと江尻小学校の方には何人ぐらい残られるのですか。

(事務局)

江尻小学校には、現状では知的が4名、自・情が3名おります。そこから動く子が若干名います。

(粉川 委員長)

当然、動く子もいれば入学する子もいるのですね。

(事務局)

はい。新入学の子もいますし、元々辻小学区にいて、そのまま辻小学校に通いたい子もいます。

(粉川 委員長)

いずれにしても、江尻小学校に遠くから通っていた子どもたちにとっては、近くの辻小学校に通うことができるということで、通学の負担が軽減されますね。とてもいいことですね。

(興津 委員)

新しい学校ができるのはいいことですが、通学する学校を変更することになると、元いた学校の学級数は現状どうですか。人が減って学級数が減るのですか、変わらないのですか。

(事務局)

先程のご質問ですが、今確認をしましたら、江尻小学校は減ることはありませんでした。今のご質問ですが、元いた学校の人数が減ることはあります。新入学の子どもは、新設される学校に入学することになります。ただ、今まで通っていたので、新しい学校に動くのが嫌だという子どもたちも多いので、動かないと選択する子も多いです。今現在安定しているのですということです。

(粉川 委員長)

清水三中の服部校長先生がいらっしゃいますが、今度清水四中と清水五中の両方に特別支援学級ができますが、学級数の変更はありませんか。

(服部 委員)

来年度につきましては、本年度との変更はありません。ただ、清水二中に新設されたときにはだいぶ清水二中に行く子がいまして、特別支援学級が6学級ほどだったのが今現在は3学級になっています。近隣に新設されれば当然新入学生についてはそちらに行きますので、学級数の減につながります。ただ、子どもたちにとっては、自分の学区にある特別支援学級に通えるということは、安心安全の面からもよいことだと思っています。

(粉川 委員長)

清水五中から清水三中に通うということは、距離的にもあってかなり負担があったと思います。本当にありがたいことですね。

今度は小島小学校にも特別支援学級ができるということで、山間部の学校にとっては興津小学校まで、通う距離はかなりありました。小島小学校にできるということで、負担が軽減されますね。

(望月 委員)

特別支援学級が充実して大変喜ばしいことですが、それに伴って特別支援学級の先生は増えるのですか。

(事務局)

採用の枠は大幅に増やしていませんが、新たに特別支援学級の担任になる方への研修は、より充実していきたいと思っています。推進する人の育成については、大きな課題です。

(望月 委員)

単純に、学級数が増えるから特別支援学級の担任になる先生も増えるということでしょうか。

(事務局)

はい。担当する人は増えます。今まで担当していなかった人が新たに担任をもつということですので、そういう人たちのサポートを丁寧にやっていきたいと思っています。

(粉川 委員長)

全国的にも、特別支援学級の急増に伴う教師の専門性の向上は大きな課題で、どのように研修システムを作っていくかは、どこの教育委員会でも大きな課題ですね。

(中村満 委員)

先生については、知識をまた同じ学校にいる先生に伝えていくのですか。

(事務局)

転任してくる場合もありますし、校内から新たに担任になる場合もあります。転任してくる場合の方が多いかもかもしれません。ただ、経験があつてという人ばかりではないので、教員も勉強しなければいけません。そのサポートを、丁寧にやっていきたいと思っています。

(中村満 委員)

担任の先生については、親御さんも気がかりだと思いますので、そのサポートをお願いしたいです。

(事務局)

新設されるところには、経験のある人が行きます。全くの新しい人が全く新しいところで特別支援学級を立ち上げることは難しいので、経験のある人が立ち上げる流れになっています。

(佐野 委員)

全体として子どもの数が減っていく一方で、特別支援学級が増えていきますが、先生の数を急激に増やしていくわけではないので、先生方は大変だと思います。通常学級が減って、特別支援学級が増えているのですか。

(事務局)

その通りです。

(佐野 委員)

そうすると、なおさら先生方は大変だと思いました。

(興津 委員)

本校も支援学級があります。「だれ一人取り残さない教育」と言われていて、支援学級があるということは、初めて担任になる先生は大変ですが、学校全体にはいい影響がたくさんあります。支援学級の子もだけでなく、通常学級にいる支援が必要な子を



考えても、みんなで支援のことを勉強していこうとしています。

(粉川 委員長)

通常学級の子は、特別支援学級の子と普段普通に接しているので、すごく優しくお互いのことを分かろうとするなど、普通の生活の中で感じ取ろうとしていると思います。

(久保田 委員)

昔に比べて特別支援学級の数が増えていて通常学級が減っているという現状ですが、特別支援学級であろうと通常学級であろうと共存の教育を、全体の教員で考えていただいて、大きく包んでもらえる教育は、難しくなると思いました。毎日の登下校も貴重な時間ですので、特別支援学級の新設は、親御さんにとってありがたいことです。

(粉川 委員長)

それではご質問・ご意見等をたくさんいただきました。ありがとうございました。ここで、「答申案」について、お諮りしてよいでしょうか。

(全委員)

はい。

(粉川 委員長)

ありがとうございました。事務局より答申案の配布をお願いします。

(事務局)

静岡市教育委員会様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 委員長 粉川 克彦

令和4年12月23日付け04静教教児第2386号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記 1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立田町小学校と静岡市立駒形小学校に新設し、静岡市立番町小学校(知)、静岡市立新通小学校(知)、静岡市立田町小学校(知)及び静岡市立駒形小学校(知)の通学区域を変更する。

(2) 静岡市立清水浜田小学校に新設し、静岡市立清水浜田小学校(知)及び静岡市立清水小学校(知)の通学区域を変更する。

(3) 静岡市立清水小島小学校に新設し、静岡市立清水興津小学校(知)、静岡市立清水小島小学校(知)、静岡市立清水小河内小学校(知)、静岡市立清水宍原小学校(知)

及び静岡市立清水両河内小学校（知）の通学区域を変更する。

（４）静岡市立安倍川中学校に新設し、静岡市立末広中学校（知）、静岡市立城内中学校（知）、静岡市立安東中学校（知）及び静岡市立安倍川中学校（知）の通学区域を変更する。

（５）静岡市立高松中学校に新設し、静岡市立豊田中学校（知）及び静岡市立高松中学校（知）の通学区域を変更する。

（６）静岡市立清水庵原中学校に新設し、静岡市立清水袖師中学校（知）及び静岡市立清水庵原中学校（知）の通学区域を変更する。

## ２ 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

（１）静岡市立田町小学校に新設し、静岡市立番町小学校（自・情）、静岡市立新通小学校（自・情）、静岡市立田町小学校（自・情）及び静岡市立駒形小学校（自・情）の通学区域を変更する。

（２）静岡市立清水辻小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）、静岡市立清水江尻小学校（自・情）、静岡市立清水袖師小学校（自・情）及び静岡市立清水庵原小学校（自・情）の通学区域を変更する。

（３）静岡市立中島中学校に新設し、静岡市立大里中学校（自・情）及び静岡市立中島中学校（自・情）の通学区域を変更する。

（４）静岡市立清水第四中学校と静岡市立清水第五中学校に新設し、静岡市立清水第三中学校（自・情）、静岡市立清水第四中学校（自・情）及び静岡市立清水第五中学校（自・情）の通学区域を変更する。

３ 配慮措置 今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

## ４ 施行日 令和５年４月１日

以上でございます。

（粉川 委員長）

それでは、答申案が示されましたが、審議した内容と間違いないようです。これよろしいでしょうか。

（全委員）

はい。

（粉川 委員長）

それでは、後日、答申書を教育委員会に提出します。

皆様のご協力により、今回もスムーズに審議が行われました。貴重なご意見をありがとうございました。

では、以上で本日の審議会を閉会します。

**【閉会】**